

# 白河市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本市の教育では、「未来を切り拓く人間力を育む」ことをめざしており、そのためには教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を高め、学びの充実を実現し、教職員がやりがいと達成感を持って健康に働くことができる教育環境を構築することが不可欠である。

給特法の趣旨を踏まえ、本計画では、教職員の業務量の適正化、心身の健康確保、教育の質の維持・向上を一体的に進めることで、上記の目標の実現につなげていく。

### (2) 本市の状況

- 本市では、平成31年に、所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「白河市立小中学校の教員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教職員の在校等時間の管理及び時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月32時間	23%	1%未満
中学校	月48時間	47%	8%

- 令和6年度の時間外在校等時間には、校務支援システムの関係上、土・日曜日の部活動指導時間等は含まれていないが、時間外在校等時間が

4 5 時間を上回る割合が、小学校では約 2 割、中学校では約 5 割と多い状況にある。また、中学校では 8 0 時間を超える教職員も一定数見られる。土・日曜日の部活動指導時間を含めれば、さらに増加すると考えられる。主な要因としては、成績処理や授業準備などの業務、特に中学校では部活動指導業務に多くの時間が割かれていることがあげられる。教育業務支援員の活用や業務の D X 化、部活動における休養日等の適切な設定や地域展開を図ることによって、時間的余裕を創出していく必要がある。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 全教職員の時間外在校等時間を、月 4 5 時間以内かつ年 3 6 0 時間以内にする。
- 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外在校等時間が月 8 0 時間を超える教職員を 0 とする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の取得日数 1 2 日以上を目標にする。  
【1 2 日以上取得した教職員の割合 R 7 年 5 2 %】
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 1 割未満とする。  
【R 6 年度 白河市 9 . 9 %】
- ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を 8 5 以下とする。  
(1 0 0 が基準で、1 0 0 を超えるほど健康リスクが高くなる。)  
【R 6 年度 白河市 8 2】
- ストレスチェックにおける「働きがい」の平均点を 3 . 5 以上とする。  
(5 点満点で、値が高いほど評価がよい。)  
【R 6 年度 白河市 3 . 7】

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）。毎年度見直しを行う。

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

#### （1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### 【イ 学校以外が担うべき業務】

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・ 地域見守り隊など、地域住民・保護者による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
  - ・ 放課後から夜間における見回りについては、各ボランティア団体に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
  - ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の、学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・ 教育委員会は、学校が市の顧問弁護士や県のスクールロイヤーを活用できるよう調整に当たり、当該苦情等に対応できる体制を充実させる。

##### 【ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・ 教育委員会は、学校へ発出する文書の精選に努めるとともに、校務支援システムの機能等の活用により、学校の調査回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・ 教育委員会は、学校事務の共同・連携におけるグループ長との面談等を通して、指導助言を行ったり、要望を聞き取ったりするなど、学校事務体制の強化を図る。

○ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・ 学校は、令和8年度中に学校や地域の実態に応じて勤務開始時刻や勤務終了時刻と大きな乖離が生じないように、開錠時刻、施錠時刻の設定について見直しを図る。設定に当たっては、児童生徒及び保護者にも周知して、理解と協力を求める。
- ・ 学校は、令和8年度中に、教職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の教職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

○ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 「白河市立中学校部活動の在り方に関する方針」に基づき活動し、特に、適切な休養日や練習時間の設定等について徹底を図る。
- ・ 教育委員会は、令和13年度までに、原則、休日のすべての部活動の地域展開を目指す。
- ・ 教育委員会は、令和9年度までに、部活動指導員の配置を現在の3名から5名以上に拡充する。

**【ハ 教師が担う業務だが負担軽減すべき業務】**

○ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 県から配置される教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の効果的な活用事例を校長会等で共有し、より効果的な活用を図る。
- ・ 校務支援システムの機能を活用することにより、成績処理等や調査書作成等に係る事務負担を軽減する。

○ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 学校は、学校行事の精選や準備・運営の見直しを図る。特に、過度に練習時間を確保しないようにする。
- ・ 学校は、教員と事務職員、教員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ 学校は、児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、福祉に係る専門職員、日本語指導に係る職員等と教員の協働を促進する。

- ・ 教育委員会は、スクールカウンセラーを全校に配置し機動的に活用するとともに、特別支援教育支援員についても、子どもの特性を確認して適切に配置する。
- ・ 不登校児童生徒への対応については、校外教育支援センター（さわやか教室）、校内教育支援センター（スペシャル・サポート・ルーム）の指導員による適切な支援や学級担任以外の教諭等による組織的な対応を行い、学級担任等の負担を軽減する。

## （２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 学校運営に関する方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を位置づけ、学校運営協議会において保護者や地域との連携を図り、業務の分担の見直しや適正化を図る。また、学校評価に業務改善に関する項目を設定し、教職員が自らの業務のあり方を振り返るとともに組織的な改善と教育の質の向上を実感できる学校運営を進める。
- 各学校の教育課程における年間総授業時数は、年度当初の段階で原則標準授業時数で計画し、大幅に上回って編成することのないようにする。また、年間を通して5校時の日を計画的に位置づけたり、日課表を工夫したりすることにより、放課後の活動が可能な限り勤務時間内に設定できるようにする。
- 常に、学校における働き方の観点を踏まえた適切な校務分掌の見直しにより、学校運営の改善を図る。
- デジタル技術の活用により、教材の共有化や会議のペーパーレス化等、校務を効率化する。また、すべての学校に配置されているICT支援員の有効活用を図り、教職員の負担を軽減する。
- 保護者から学校への緊急性のない勤務時間外の電話連絡等については、保護者の理解が得られるようPTA等と話し合いを行う。

### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育委員会は、教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教職員に対して、勤務時間や勤務状況等を適切に把握した上で健康障害防止に必要な場合には、希望する者に対して医師による面接指導が実施できるよう、労働衛生安全法に基づく医師による面接指導の実施体制を整備する。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての多様な相談窓口を周知する。
- 原則として、いわゆるお盆期間を含めた1週間程度（週休日を含む）及び年末年始6日間（12月29日から翌年1月3日）を学校閉庁日とし、さらに、長期休業期間中は定時退勤の徹底を図ることで、管理職も含めた教職員全員がしっかりと休める環境を実現する。
- 令和8年度中に、各学校における定時退校日を週1日設定するよう推進する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、市内校長会や教頭会において適切な指導助言を行うなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を推進する。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会は、各学校の在校等時間の状況を毎月確認するとともに、本計画の取組状況等を把握し、定例の教育委員会で報告する。
- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状

況や本計画の取組状況等を把握し、総合教育会議において報告する。また、在校等時間の状況について本市HPで公表する。

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。